



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)

12月26日

号外(1)

金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目

次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 条 例

※滋賀県モーター ボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例 (びわこボートレース局)	4
※滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)	12
※滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 (市町振興課)	13
※滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 (子育て支援課)	13
※滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (医療福祉推進課)	17
※滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (道路保全課)	17
※滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例 (建築課)	17
※滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例 (経営課)	18
※滋賀県モーター ボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (びわこボートレース局)	19

公布された条例のあらまし

○ 滋賀県モーター ボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例 (条例第45号)

- この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準を定めるものとしました。（第1条関係）
- 給与の種類および内容について規定することとしました。（第2条関係）
- 職務の種類に応じ給料表を設けることとしました。（第3条関係）
- 手当の基準および支給対象について規定することとしました。（第4条から第23条まで関係）
- 職員が勤務しないときの給与の減額について規定することとしました。（第24条関係）
- 非常勤の職員の給与については、ボートレース事業庁長が予算の範囲内で別に定めることとしました。（第25条関係）
- 職員が休職にされたときの給与の支給について規定することとしました。（第26条関係）
- 職員が自己啓発等休業等をしている期間の給与の不支給について規定することとしました。（第27条から第29条まで関係）
- その他
 - この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。
 - この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
 - 関係条例について必要な改正を行うこととしました。

○ 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例 (条例第46号)

- 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく事務手数料について、地域限定保育士試験の手数料、地域限定保育士登録の申請に対する審査の手数料、地域限定保育士登録証の書換え交付および再交付の手数料ならびに地域限定保育士試験の全部の免除の申請に対する審査の手数料を追加することとしました。（第2条関係）
- 政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定に基づく都道府県提出文書の写しの交付の手数料を新たに設定することとしました。（第2条関係）
- 知事が地域限定保育士試験に関する事務を指定地域試験機関に行わせることとした場合においては、指定地域試験機関が行う地域限定保育士試験を受けようとする者は、地域限定保育士試験の手数料を指定地域試験機関に納め

なければならぬこととしました。(第3条関係)

4 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(別表第43関係)

5 その他

- (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、2および(2)の一部は、令和8年1月1日から施行することとしました。
- (2) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

○ 滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(条例第47号)

1 都道府県知事保存本人確認情報等を利用する事務として条例で定めるもののうち、次に掲げる事務を削除することとしました。(別表第1関係)

- (1) 採石法(昭和25年法律第291号)による同法第32条の登録または同法第32条の7第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (2) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)による同法第3条の登録または同法第9条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (3) 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律(平成11年法律第222号)第4条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)第3条第1項第1号に掲げる資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
- (4) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)第15条第1項第3号または第4号に規定する資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの

2 都道府県知事保存本人確認情報等の提供を受ける知事以外の執行機関および事務として条例で定めるもののうち、監査委員に係る地方自治法(昭和22年法律第67号)による同法第242条第1項の監査に関する事務であって規則で定めるものを削除することとしました。(別表第2関係)

3 この条例は、公布の日から施行することとしました。

○ 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(条例第48号)

1 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年滋賀県条例第64号)の一部改正

- (1) 乳児または幼児に対する健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条または第13条に規定する健康診査をいう。以下同じ。)が行われた場合であって、当該健康診査が入所時等の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、当該健康診査の全部または一部を行わぬことができることとしました。(第1条による改正後の別表第1関係)

- (2) 職員の資格要件について、保育士に地域限定保育士(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の29に規定する地域限定保育士をいう。以下同じ。)を含むこととしました。(第1条による改正後の別表第3関係)

- (3) 乳児院の長等の資格要件にこども家庭ソーシャルワーカー(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーをいう。以下同じ。)の資格を有する者を追加することとしました。(第1条による改正後の別表第3関係)

2 滋賀県児童福祉法に基づく一時保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例(令和7年滋賀県条例第4号)の一部改正

- (1) 職員の資格要件について、保育士に地域限定保育士を含むこととしました。(第2条による改正後の別表関係)
- (2) 児童指導員の資格要件にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加することとしました。(第2条による改正後の別表関係)

3 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第6号)の一部改正

- (1) 職員の資格要件について、保育士に地域限定保育士を含むこととしました。(第3条による改正後の別表第1関係)
- (2) 乳児または幼児に対する健康診査が行われた場合であって、当該健康診査が通所の開始時等の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、当該健康診査の全部または一部を行わぬことができることとしました。(第3条による改正後の別表第1関係)

4 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例

(平成25年滋賀県条例第7号)の一部改正

(1) 職員の資格要件について、保育士に地域限定保育士を含むこととしました。 (第4条による改正後の別表第1関係)

(2) 乳児または幼児に対する健康診査が行われた場合であって、当該健康診査が入所時等の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部または一部を行わないことができることとしました。 (第4条による改正後の別表第1関係)

5 滋賀県認定こども園の認定に関する条例(平成18年滋賀県条例第70号)の一部改正

職員の資格要件について、保育士に地域限定保育士を含むこととしました。 (第5条による改正後の付則関係)

6 滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年滋賀県条例第72号)の一部改正

(1) 園児の教育および保育に直接従事する職員の数に含まれる副園長および教頭の資格要件について、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録を受けた者を追加することとしました。 (第6条による改正後の別表関係)

(2) 職員は、園児に対し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第27条の2第1項各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしないこととしました。 (第6条による改正後の別表関係)

7 その他

(1) この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、1(3)および2(2)は、令和8年3月1日から施行することとしました。

(2) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

○ 滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第49号)

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。 (別表第1関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

○ 滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(条例第50号)

1 道路管理者以外の者が県道の自動車駐車場または特定車両停留施設に設けようとする自動車に燃料としての水素を供給するための施設について、道路占用料の額を定めることとしました。 (別表関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

○ 滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例(条例第51号)

1 既存不適格建築物について、一定の範囲内で増築、改築、大規模の修繕または大規模の模様替をする場合においては、崖に近接する建築物に対する制限に係る規定を適用しないこととしました。 (第36条の3関係)

2 その他

(1) この条例は、公布の日から施行することとしました。

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

(3) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

○ 滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例(条例第52号)

1 滋賀県水道用水供給事業の給水料金を算出する場合における使用料金の料率を使用水量1立方メートルにつき37円30銭に改定することとしました。 (第5条関係)

2 この条例は、令和9年4月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第53号)

1 滋賀県モーターボート競走事業に地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の規定の全部を令和8年4月1日から適用することとしました。 (第2条関係)

2 滋賀県モーターボート競走事業の管理者として滋賀県びわこボートレース事業庁長を設置し、その権限に属する事務を処理させるため滋賀県びわこボートレース事業庁を置くこととしました。 (第4条関係)

3 その他

(1) この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

(2) この条例の施行に関し必要な調整規定を設けることとしました。

(3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

(4) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。

(5) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

条 例

滋賀県モーターボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

滋賀県知事 三月大造

滋賀県条例第45号

**滋賀県モーターボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例
(趣旨)**

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、競走事業（滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成28年滋賀県条例第63号。以下「設置条例」という。）第1条に規定する競走事業をいう。）に従事する企業職員（以下「職員」という。）の給与の種類および基準を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与の種類は、給料および手当とする。

2 給料は、ボートレース事業庁長（設置条例第4条第1項に規定するボートレース事業庁長をいう。以下同じ。）が定める正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）および退職手当とする。

(給料表)

第3条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 前項の給料表の給料額は、職務の級および当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。

3 第1項の給料表は、法第38条第2項および第3項の規定の趣旨に従って定めなければならない。

(管理職手当)

第4条 管理職手当は、管理または監督の地位にある職員のうちボートレース事業庁長が指定する職にあるもの（以下「管理職員」という。）に対して、その職の特殊性に基づき支給する。

(扶養手当)

第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）第3条第1項第1号に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものに相当する職員としてボートレース事業庁長が定める職員に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 60歳以上の父母および祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 心身に著しい障害を有する者

（地域手当）

第6条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮してボートレース事業庁長が定める地域に在勤する職員に対して支給する。

（住居手当）

第7条 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額13,000円を超える家賃（使用料を含む。同号において同じ。）を支払っている職員（公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他ボートレース事業庁長が定める職員を除く。）
- (2) 第9条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（公舎その他ボートレース事業庁長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額13,000円を超える家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとしてボートレース事業庁長が定めるもの

（通勤手当）

第8条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関または有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃または料金（第3号において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび同号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。以下この条において同じ。）または自転車その他ボートレース事業庁長が定める交通の用具（以下この条において「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車または自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車または自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、または自動車もしくは自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

（単身赴任手当）

第9条 単身赴任手当は、公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のボートレース事業庁長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動または公署の移転の直前に在勤する公署に通勤することが通勤距離を考慮してボートレース事業庁長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮してボートレース事業庁長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 新たにこの条例の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のボートレース事業庁長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮してボートレース事業庁長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとしてボートレース事業庁長が定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（在宅勤務等手当）

第10条 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとしてボートレース事業庁長が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他ボートレース事業庁長が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、ボートレース事業庁長が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

（特殊勤務手当）

第11条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して、その勤務の特殊性に応じて支給する。

（時間外勤務手当）

第12条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間外に勤務した全時間について支給する。

2 前項の規定にかかわらず、ボートレース事業庁長が定めるところにより週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の振替等を行った場合において、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、当該正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（ボートレース事業庁長が別に定める時間を除く。）に対して、時間外勤務手当を支給する。

（休日勤務手当）

第13条 休日勤務手当は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）（毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、祝日法による休日が当該職員の週休日に当たるときは、ボートレース事業庁長が定める日）および12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）（以下

「休日等」という。）において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して正規の勤務時間中に勤務した全時間（ボートレース事業庁長が定めるところにより他の正規の勤務時間が割り振られた日に勤務することを要しないこととされた場合（第16条において「休日の振替が行われた場合」という。）における正規の勤務時間において勤務することを要しないこととされる時間（以下この条において「振替により勤務を要しないこととされる時間」という。）に相当する時間を除く。）について、振替により勤務を要しないこととされる時間（休日等における正規の勤務時間に相当する時間に限る。以下この条において同じ。）において特に勤務することを命ぜられた職員に対して振替により勤務を要しないこととされる時間中に勤務した全時間について支給する。これらの日に準ずるものとしてボートレース事業庁長が別に定める日において勤務した職員についても、同様とする。

（夜間勤務手当）

第14条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

（宿日直手当）

第15条 宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の勤務は、前3条の勤務には含まれないものとする。

（管理職員特別勤務手当）

第16条 管理職員特別勤務手当は、管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または休日等（その日に特に勤務を命ぜられて、休日の振替が行われた場合における当該特に勤務を命ぜられた日を除く。）もしくは休日の振替が行われた場合において正規の勤務時間の全てが勤務することを要しないこととされた日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

（期末手当）

第17条 期末手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その在職期間に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、または死亡した職員（ボートレース事業庁長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）であって、次の各号のいずれかに該当するものには、前項の規定にかかわらず、期末手当は、支給しない。

(1) 任期が6月に満たない者（ボートレース事業庁長が定める職員を除く。）

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者（以下「第1号会計年度任用職員」という。）（前号に掲げる者を除く。）であって、1週間当たりの勤務時間がボートレース事業庁長が定める勤務時間未満のもの

3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (4) 期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの
(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果および基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、または死亡した職員（ボートレース事業庁長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 前条第2項および第3項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。
(災害派遣手当等)

第19条 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項または大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員に対して、その職員が住所または居所を離れて滋賀県の区域に滞在することを要する場合に支給する。

第20条 武力攻撃災害等派遣手当は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）に規定する職員に対して、その職員が住所または居所を離れて滋賀県の区域に滞在することを要する場合に支給する。

第21条 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8に規定する職員に対して、その職員が住所または居所を離れて滋賀県の区域に滞在することを要する場合に支給する。

(退職手当)

第22条 退職手当は、職員が勤続期間6箇月以上で退職した場合または勤続期間6箇月未満で退職した場合で次に掲げる事由により退職したときにその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対して支給する。

- (1) 職制もしくは定数の改廃または予算の減少により廃職または過員を生じたため退職した場合
- (2) 負傷または病気によりその職に堪えず退職した場合

(3) 前2号に掲げる事由以外の事由により本人の意に反して退職した場合

(4) 在職中に死亡した場合

2 ボートレース事業庁長は、退職をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職に係る退職手当の全部または一部を支給しないこととができる。

(1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分またはこれに準ずる処分を受けた者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職またはこれに準ずる退職をした者

(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第11条の規定に該当し退職させられた者またはこれに準ずる者

3 ボートレース事業庁長は、在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当について、当該退職手当の額が支払われる前にあってはその全部または一部の支給を制限し、当該退職手当の額が支払われた後にあってはその額の全部もしくは一部の返納または当該退職手当の額の全部もしくは一部に相当する額の納付をさせることができる。この場合においては、あらかじめ、人事委員会の意見を聴かなければならない。

4 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条および第21条の規定により解雇予告手当を支払う場合においては、これに相当する額を減額して退職手当を支給するものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第23条 第12条から第14条までの規定は、管理職員には適用しない。

2 第5条、第7条、第9条および前条の規定は地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（定年前再任用短時間勤務職員（同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下この項において同じ。）を除く。）について、第5条、第9条および前条の規定は定年前再任用短時間勤務職員については、適用しない。

3 第4条、第5条、第7条、第9条、第16条および第19条から第21条までの規定は会計年度任用職員について、前条の規定は第1号会計年度任用職員については、適用しない。

（給与の減額）

第24条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇（会計年度任用職員にあっては、有給の休暇）による場合その他その勤務しないことにつき特にボートレース事業庁長の承認があつた場合を除き、ボートレース事業庁長が別に定めるところにより減額して給与を支給する。

2 職員が育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部または一部を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他ボートレース事業庁長が定める教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（高年齢としてボートレース事業庁長が定める年齢に達した当該職員が当該年齢に達した日以後の日でボートレース事業庁長が認める日から当該職員に係る定年退職日（定年に達した日以後における最初の3月31日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者

（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他ボートレース事業庁長が指定する者で負傷、疾病または老齢によりボートレース事業庁長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。）または子育て支援時間（当該職員がその小学校またはこれに準ずる学校に就学している子を養育するため1日の勤務時間の全部または一部を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、ボートレース事業庁長が別に定めるところにより減額して給与を支給する。

（非常勤の職員の給与）

第25条 非常勤の職員（会計年度任用職員および地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の給与については、この条例の規定にかかわらず、ボートレース事業庁長が予算の範囲内で別に定めるものとする。

（休職者の給与）

第26条 職員が休職にされたときは、ボートレース事業庁長が定めるところにより給与を支給することができる。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第27条 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第28条 地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

（育児休業の承認を受けた職員の給与）

第29条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当および勤勉手当については、この限りでない。

（委任）

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（退職手当に関する特例）

2 会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者に対する第22条の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「職員が勤続期間6箇月以上で退職した場合または勤続期間6箇月未満で退職した場合で次に掲げる事由により退職したときにその者」とあるのは、「会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者であつ

て、勤務した日（法令または条例もしくはこれに基づく企業管理規程により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。）が18日（1月の日数（滋賀県の休日を定める条例（平成元年滋賀県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続いて勤務することとされているもの」とする。

（暫定再任用職員についての適用除外等）

3 第5条、第9条および第22条の規定は、暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項または第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（同法による改正後の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員を除く。）には適用しない。

4 前項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。
(滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

5 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条中「を除く」を「および滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成28年滋賀県条例第63号）第1条に規定する競走事業に従事する企業職員（以下「競走事業職員」という。）である特定任期付企業職員（以下「特定任期付競走事業職員」という。）を除く」に改める。

第12条を第14条とし、第11条の次に次の2条を加える。

第12条 滋賀県モーターボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（令和7年滋賀県条例第45号。以下「競走事業職員給与条例」という。）第4条、第5条および第7条の規定は、特定任期付競走事業職員には、適用しない。

2 特定任期付競走事業職員に対する競走事業職員給与条例第3条第2項、第16条および第23条第1項の規定の適用については、競走事業職員給与条例第3条第2項中「職務の級および当該職務の級ごとの号給」とあるのは「号給」と、競走事業職員給与条例第16条第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（次項および第23条第1項において「管理職員等」という。）が」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「管理職員等が」と、競走事業職員給与条例第23条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。

第13条 競走事業職員給与条例第22条の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された競走事業職員には、適用しない。

(滋賀県職員の定年等に関する条例の一部改正)

6 滋賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年滋賀県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「第10条の2第1項または」を「第10条の2第1項、」に改め、「第5条」

の右に「または滋賀県モーターボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（令和7年滋賀県条例第45号）第4条」を加える。

（滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

7 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和43年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規定する病院事業」の右に「および滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成28年滋賀県条例第63号）第1条に規定する競走事業」を加える。

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県条例第46号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中

「児童福祉法第18条の18第3項の規定に基づく保育士の登録の申請に対する審査の手数料
1件につき 4,200円 」を

「児童福祉法第18条の18第3項の規定に基づく保育士登録の申請に対する審査の手数料

1件につき 4,200円

児童福祉法第18条の28第1項の規定に基づく地域限定保育士試験の手数料

1件につき 12,700円 に、

児童福祉法第18条の33第3項の規定に基づく地域限定保育士登録の申請に対する審査の手数料

1件につき 4,200円 」

「児童福祉法施行令第21条の規定に基づく内閣府令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査の手数料 を

1件につき 2,400円 」

「児童福祉法施行令第20条の6において読み替えて準用する同令第17条第1項の規定に基づく地域限定保育士登録証の書換え交付の手数料

1件につき 1,600円

児童福祉法施行令第20条の6において読み替えて準用する同令第18条第1項の規定に基づく地域限定保育士登録証の再交付の手数料

1件につき 1,100円 に

児童福祉法施行令第21条の規定に基づく内閣府令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査の手数料

1件につき 2,400円

児童福祉法施行令第21条の規定に基づく内閣府令の規定による地域限定保育士試験の全部

の免除の申請に対する審査の手数料

1件につき	2,400円	」
-------	--------	---

改め、同項第75号の次に次の1号を加える。

(75)の2 政党助成法に基づく事務手数料

政党助成法(平成6年法律第5号)第32条第5項の規定に基づく都道府県提出文書の写しの交付の手数料

写し1ページにつき	10円
-----------	-----

第3条第1項の表第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 児童福祉法第18条の28第1項に規定する地域限定保育士試験	前条第2項第3号に定める同法第18条の28第1項の規定に基づく地域限定保育士試験の手数料	同法第18条の32第1項に規定する指定地域試験機関
-------------------------------------	--	---------------------------

別表第43(49)の項中「第137条の12第6項または第7項」を「第137条の12第11項または第12項」に改める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項第75号の次に1号を加える改正規定および次項の規定(滋賀県収入証紙条例(昭和39年滋賀県条例第15号)別表第1号の改正規定中「第76号まで」を「第75号まで、第76号」に改める部分に限る。)は、令和8年1月1日から施行する。

2 滋賀県収入証紙条例の一部を次のように改正する。

別表第1号中「保育士試験」の右に「の手数料および同法第18条の28第1項の規定に基づく地域限定保育士試験」を加え、「第76号まで」を「第75号まで、第76号」に改める。

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

滋賀県知事 三月大造

滋賀県条例第47号

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

滋賀県住民基本台帳法施行条例(平成14年滋賀県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項から第14項までを2項ずつ繰り上げ、第15項および第16項を削り、第17項を第13項とする。

別表第2監査委員の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

滋賀県知事 三日月大造

滋賀県条例第48号

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例

(平成24年滋賀県条例第64号)の一部を次のように改正する。

別表第1第4項第2号中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改め、同表第11項第3号中「が行われた」を「または健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条または第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この号において「健康診断等」という。）が行われた」に、「当該健康診査」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同号の表に次のように加える。

乳幼児（乳児または幼児をいう。以下同じ。）に対する健康診査

入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診査または臨時の健康診断

別表第3第1項第1号中「（乳児または幼児をいう。以下同じ。）」を削り、同表第2項第1号エ中「保育士」の右に「（法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。）」を加え、「コまで」を「サまで」に改め、同号キ中「、社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削り、同号ク中「別表第7第2項第8号エ」を「別表第7第2項第8号オ」に、「別表第13第1項第6号エ」を「別表第13第1項第6号カ」に改め、同項第4号エ中「ウまで」を「エまで」に改め、同号エを同号オとし、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

別表第4第2項第7号オ中「別表第13第1項第6号キ」を「別表第13第1項第6号ケ」に改め、同号オを同号カとし、同号エの次に次のように加える。

オ こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

別表第4第2項第8号中「同号ウ」を「同号エ」に改める。

別表第6第2項第2号エ中「別表第4第2項第7号オ」を「別表第4第2項第7号カ」に改める。

別表第7第2項第8号中コをサとし、ケをコとし、同号ク中「別表第4第2項第7号オ」を「別表第4第2項第7号カ」に改め、同号クを同号ケとし、同号中キをクとし、カをキとし、オをカとし、同号エ中「オ」を「カ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

別表第7第2項第9号中「同号ウ」を「同号エ」に改める。

別表第12第2項第6号中「同号ウ」を「同号エ」に改める。

別表第13第1項第5号エ中「ウまで」を「エまで」に改め、同号エを同号オとし、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

別表第13第1項第6号中クをコとし、オからキまでをキからケまでとし、同号エ中「エ」を「カ」に改め、同号エを同号カとし、同号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 精神保健福祉士の資格を有する者

エ こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

別表第13第1項第7号中ウをオとし、イの次に次のように加える。

ウ 精神保健福祉士の資格を有する者

エ こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

別表第15第2項第2号イ中「（昭和23年厚生省令第11号）」を削る。

(滋賀県児童福祉法に基づく一時保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 滋賀県児童福祉法に基づく一時保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例

(令和7年滋賀県条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第10項中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改め、同表第15項第1号中「保育士」の右に「（法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。次号において同じ。）」を加え、同表第18項第1号中コをサとし、オからケまでをカからコまでとし、同号エ中「オ」を「カ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

別表第18項第2号中「（昭和23年厚生省令第11号）」を削る。

(滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第4号イア中「コまで」を「サまで」に改め、「保育士」の右に「（法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。）」を加え、同項第14号エ中「が行われた」を「または健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条または第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下エにおいて「健康診断等」という。）が行われた」に、「当該健康診査」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同号エの表に次のように加える。

乳児または幼児に対する健康診査

利用者に対する通所の開始時の健康診断、定期の健康診断または臨時の健康診

	断
--	---

(滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第7号ア中「乳幼児」の右に「(乳児または幼児をいう。以下同じ。)」を加え、同表第2項第2号ア中「保育士」の右に「(法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。)」を加え、同表第10項第2号中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改め、同表第12項第4号中「が行われた」を「または健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条または第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この号において「健康診断等」という。)が行われた」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同号の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した利用者に対する入所時の健康診断、定期の健康診査または臨時の健康診断
-------------	---------------------------------------

(滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部改正)

第5条 滋賀県認定こども園の認定に関する条例(平成18年滋賀県条例第70号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「保育士」の右に「(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。)」を加える。

別表第1の1中「(昭和22年法律第164号)」を削る。

(滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年滋賀県条例第72号)の一部を次のように改正する。

別表第2項第3号中「第18条の18第1項の登録」を「第18条の18第3項に規定する保育士登録または同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録」に改め、同表第7項第2号中「児童福祉法第33条の10各号」を「法第27条の2第1項各号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例別表第3第2項第1号エの改正規定(「コまで」を「サまで」に改める部分に限る。)、同号キおよびクの改正規定、同項第4号の改正規定、同条例別表第4第2項第7号および第8号、別表第6第2項第2号エ、別表第7第2項第8号および第9号、別表第12第2項第6号、別表第13第1項第5号から第7号までならびに別表第15第2

項第2号イの改正規定、第2条中滋賀県児童福祉法に基づく一時保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例別表第18項の改正規定ならびに第3条中滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例別表第1第1項第4号イ(ワ)aの改正規定(「コまで」を「サまで」に改める部分に限る。)は、令和8年3月1日から施行する。

滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

滋賀県知事 三日月大造

滋賀県条例第49号

滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例(平成30年滋賀県条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1第7項第5号ただし書中「第2条第17項」を「第2条第18項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

滋賀県知事 三日月大造

滋賀県条例第50号

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県道路占用料徴収条例(昭和44年滋賀県条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表中「第7条第14号」の右に「および第15号」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

滋賀県知事 三日月大造

滋賀県条例第51号

滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例

滋賀県建築基準条例(昭和47年滋賀県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第36条の3第7項を同条第10項とし、同条第6項中「対しては」の右に「、法第3条第3項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第9項とし、同条第5項中「、同項」を「、法第3条第

3項の規定にかかわらず、第33条第2項」に改め、同項第1号ア(フ)中「次項」を「第9項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 法第3条第2項の規定により第2条第1項の規定の適用を受けない建築物であつて、政令第36条の4に規定する建築物の部分（以下この項において「特定部分」という。）が2以上あるものについて増築等をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、当該増築等をする特定部分以外の特定部分に対しては、第2条第1項の規定は、適用しない。

第36条の3第4項中「および第6項」を「から第9項まで」に改め、「する場合においては」の右に「、法第3条第3項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、「おいては」の右に「、法第3条第3項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項中「同条」を「法第3条第3項の規定にかかわらず、第3条」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法第3条第2項の規定により第2条第1項の規定の適用を受けない建築物（第8項の規定により第2条第1項の規定の適用を受けない部分を除く。次項において同じ。）について増築または改築に係る部分の床面積の合計が法第3条第2項の規定により引き続き第2条第1項の規定（同項の規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期における延べ面積の20分の1（50平方メートルを超える場合にあつては、50平方メートル）を超えない範囲内において増築または改築をする場合（当該増築または改築後の建築物の構造方法が次に掲げる基準に適合する場合に限る。）においては、法第3条第3項（第3号および第4号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、第2条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 増築または改築に係る部分が第2条第1項の規定に適合すること。
- (2) 増築または改築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないこと。

3 法第3条第2項の規定により第2条第1項の規定の適用を受けない建築物について当該建築物における当該建築物の構造耐力上の危険性を増大させない大規模の修繕または大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、第2条第1項の規定は、適用しない。

第37条第3項ただし書を削る。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県条例第52号

滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例

滋賀県水道用水供給条例（昭和53年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「29円20銭」を「37円30銭」に改める。

付 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県条例第53号

滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成28年滋賀県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「の財務規定等」を削り、同条中「法第2条第2項に規定する財務規定等を」「法の規定の全部を令和8年4月1日から」に改める。

第7条の見出し中「作成」を「提出」に改め、同条第1項中「知事」を「ボートレース事業庁長」に、「作成しなければ」を「知事に提出しなければ」に改め、同条第2項中「作成する」を「提出する」に改め、同項第3号中「知事」を「ボートレース事業庁長」に改め、同条第3項中「作成する」を「提出する」に、「知事」を「ボートレース事業庁長」に、「作成しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（管理者および組織）

第4条 競走事業の管理者は、滋賀県びわこボートレース事業庁長（以下「ボートレース事業庁長」という。）とする。

2 法第14条の規定に基づき、ボートレース事業庁長の権限に属する事務を処理させるため、滋賀県びわこボートレース事業庁を置く。

3 前項に定めるもののほか、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務は、同表に定めるとおりとする。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

名 称	担 任 す る 事 务
滋賀県びわこボートレース事業庁建設工事等総合評価審査委員会	ボートレース事業庁長の諮問に応じて滋賀県びわこボートレース事業庁が発注する建設工事等に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(調整規定)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）が地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和6年滋賀県条例第45号）の施行の日前である場合には、同条例第2条第3号中「第5条」とあるのは、「第6条」とする。

(滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正)

- 3 滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和5年滋賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第3号中「もしくは病院事業管理者」を「、病院事業管理者もしくは競走事業管理者」に改める。

(滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

- 4 滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年滋賀県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ウ中「または病院事業の管理者」を「、病院事業の管理者または競走事業の管理者」に改める。

(滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 5 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号の次に次の1号を加える。

(4) 競走事業の管理者

第2条の2第3項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 競走事業の管理者 100分の24.1

第2条の3第1項および第3項中「病院事業の管理者」の右に「、競走事業の管理者」を加える。

付則第5項中「、病院事業の管理者」の右に「、競走事業の管理者」を加え、「病院事業の管理者 教育長」を「病院事業の管理者 競走事業の管理者 教育長」に改める。

別表1 病院事業の管理者の項の次に次のように加える。

競走事業の管理者	880,000円を超えない範囲内において知事が定める額
----------	-----------------------------

別表3の(1)の表中「病院事業の管理者」を「病院事業の管理者 競走事業の管理者」に改め、別表3の(1)第2項、第3項、第5項および第6項中「教育長」を「競走事業の管理者、教育長」に改め、同表の(2)の表中「病院事業の管理者」を「病院事業の管理者 競走事業の管理者」に改める。

(滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 6 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和49年滋賀県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第10号から第12号までを次のように改める。

(10)から(12)まで 削除

第12条を次のように改める。

第12条 削除

(滋賀県公文書等の管理に関する条例等の一部改正)

- 7 次に掲げる条例の規定中「および病院事業管理者」を「、病院事業管理者および競走事業管理者」に改める。

(1) 滋賀県公文書等の管理に関する条例(平成31年滋賀県条例第4号)第2条第1項

(2) 滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号)第2条第1項

(3) 滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年滋賀県条例第4号)第2条第1項

(4) 滋賀県環境基本条例(平成8年滋賀県条例第18号)第27条第1項

(滋賀県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 この条例の施行の際前項(第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。)の規定による改正前の滋賀県情報公開条例(以下「改正前の情報公開条例」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものまたは施行日前に改正前の情報公開条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で、施行日以後においては競走事業管理者が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における前項の規定による改正後の滋賀県情報公開条例の規定の適用については、競走事業管理者がした処分その他の行為または競走事業管理者に対してなされた請求その他の行為とみなす。

(滋賀県公営競技施設整備基金条例の一部改正)

- 9 滋賀県公営競技施設整備基金条例(昭和61年滋賀県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条中「知事」を「滋賀県びわこボートレース事業庁長(以下「ボートレース事業庁長」という。)」に改める。

第6条中「知事」を「ボートレース事業庁長」に改める。

(滋賀県行政手続条例および滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例の一部改正)

- 10 次に掲げる条例の規定中「病院事業の管理者」の右に「、滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例(平成28年滋賀県条例第63号)第4条第1項に規定する競走事業の管理者」を加える。

(1) 滋賀県行政手続条例(平成7年滋賀県条例第40号)第2条第6号

(2) 滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)

第2条第3号ア

(滋賀県モーターボート競走条例の一部改正)

11 滋賀県モーター ボート競走条例（昭和27年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「知事」を「滋賀県びわこボートレース事業庁長（以下「ボートレース事業庁長」という。）」に改める。

第5条ただし書および第7条中「知事」を「ボートレース事業庁長」に改める。

（滋賀県災害対策本部条例の一部改正）

12 滋賀県災害対策本部条例（昭和37年滋賀県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「滋賀県病院事業庁長」の右に「、滋賀県びわこボートレース事業庁長」を加える。

